

資料 5 6 - 1

内国郵便約款の変更認可及び第三種郵便物の料金変更認可について

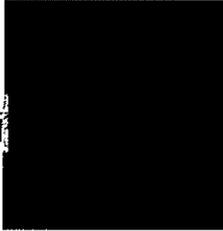
(諮問第1168号)



諮問第 1168 号
平成 30 年 6 月 29 日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 多賀谷 一照 殿

総務大臣 野田 聖子



諮問書

日本郵便株式会社（代表取締役社長 横山 邦男）から、別添のとおり、郵便法（昭和 22 年法律第 165 号。以下「法」という。）第 68 条第 1 項の規定に基づく内国郵便約款の変更の認可申請があった。

これについて審査した結果は、別紙のとおりであり、申請内容は、同条第 2 項各号の規定に適合していると認められる。よって、同条第 1 項の認可をすることといたしたい。

上記について、法第 73 条第 1 号の規定に基づき諮問する。

審査結果

法の規定に適合したものと認められることから、これを認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理由
次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。 (法第 68 条第 2 項第 1 号)		
イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項	適	今回の改正事項である計器別納料金の支払方法について定められていることから適当である。
ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項	適	今回の改正事項は計器別納料金の支払方法の変更であり、郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項については変更がない。
ハ 郵便に関する料金の収受に関する事項	適	計器別納料金を郵便切手で支払う方法を廃止することは適正であり、そのことが明確に定められていることから適当である。
ニ その他会社の責任に関する事項	適	今回の改正事項は計器別納料金の支払方法の変更であり、会社の責任に関する事項については変更がない。
特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。 (法第 68 条第 2 項第 2 号)	適	今回の改正事項は計器別納料金の支払方法の変更であり、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでない。



2018-日経企第 2033 号
2018年6月12日

総務大臣
野田 聖子 様

日本郵便株式会社
代表取締役社長

横山 邦男

郵便約款の変更認可申請書

郵便法（昭和22年法律第165号）第68条第1項の規定に基づき、内国郵便約款の変更の認可を受けたいので、申請します。

- 1 内国郵便約款
別添新旧対照表のとおり。
- 2 実施予定期日
2019年1月1日
- 3 変更を必要とする理由
計器別納料金の支払方法のうち郵便切手で支払う方法を廃止することにより、業務の効率化を図るため。

内国郵便約款新旧対照表

現 行	改 正
<p>(計器別納料金の支払方法)</p> <p>第56条 計器別納郵便物の料金及び特殊取扱の料金並びに第58条(証紙による料金支払)第1項に規定する料金及び手数料(以下「計器別納料金」といいます。)は、印影の表示のため料金計器に計器別納料金を支払った者(複数に定めた者に限ります。)にあっては、これらに承認を承けた者(当社が別に定める承認を受けた者に限ります。)にあっては、これらの承認に係るすべての料金計器に計器別納料金の累計額の累計額(総計額)によるものとし、当社の指示に従い、これを次のいずれかの方法で支払う方法</p> <p>(1) 当社が別に定める額を現金等で支払う方法</p> <p>(2) 第50条(後納料金の支払方法)又は第51条(口座振替)に規定する料金後納の方法</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(計器別納料金の支払方法)</p> <p>第56条 計器別納郵便物の料金及び特殊取扱の料金並びに第58条(証紙による料金支払)第1項に規定する料金及び手数料(以下「計器別納料金」といいます。)は、印影の表示のため料金計器に計器別納料金を支払った者(複数に定めた者に限ります。)にあっては、これらに承認を承けた者(当社が別に定める承認を受けた者に限ります。)にあっては、これらの承認に係るすべての料金計器に計器別納料金の累計額の累計額(総計額)によるものとし、当社の指示に従い、これを次のいずれかの方法で支払う方法</p> <p>(1) 当社が別に定める額を現金等で支払う方法</p> <p>(2) 第50条(後納料金の支払方法)又は第51条(口座振替)に規定する料金後納の方法</p> <p>2・3 (略)</p>

附 則 (平成28年10月1日 2016-日※第28号)

この改正規定は、平成31年1月1日から実施します。



諮問第 1168 号
平成 30 年 6 月 29 日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 多賀谷 一照 殿

総務大臣 野田 聖子

諮問書

日本郵便株式会社（代表取締役社長 横山 邦男）から、別添のとおり、郵便法（昭和 22 年法律第 165 号。以下「法」という。）第 67 条第 3 項の規定に基づく第三種郵便物の料金変更の認可申請があった。

これについて審査した結果は、別紙のとおりであり、申請内容は、同条第 4 項各号の規定に適合していると認められる。よって、同条第 3 項の認可をすることといたしたい。

上記について、法第 73 条第 1 号の規定に基づき諮問する。

審査結果

法の規定に適合したものと認められることから、これを認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理由
配達地により異なる額が定められていないこと（会社の一の事業所においてその引受け及び配達を行う郵便物の料金を除く。）。 （法第 67 条第 4 項第 1 号）	適	今回の変更内容は、第三種郵便物の割引料金の適用条件の一つとして料金支払方法を追加するものであり、料率・料額については、変更がない。
同一重量の第一種郵便物の料金の額より低いものであること。 （法第 67 条第 4 項第 2 号）	適	同上
定率又は定額をもつて明確に定められていること。 （法第 67 条第 4 項第 3 号）	適	同上
特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。 （法第 67 条第 4 項第 4 号）	適	今回の変更内容は、第三種郵便物の割引料金の適用条件の一つとして料金支払方法を追加するものであり、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものではないことから、適当である。

別添



2018-日経企第 2033 号
2018年6月12日

総務大臣
野田 聖子 様

日本郵便株式会社
代表取締役社長

横山 邦嗣

郵便に関する料金の変更認可申請書

郵便法（昭和22年法律第165号）第67条第3項の規定に基づき、郵便に関する料金の変更の認可を受けたいので、別添の関係書類を添えて申請します。

1 料金の種類
第三種郵便物の料金

2 額及び適用方法
別添新旧対照表のとおり。

3 実施予定期日
2019年1月1日

4 変更を必要とする理由
第三種郵便物の料金割引適用条件の一つとして当社が別に定める料金支払方法に関する条件を追加することにより、業務の効率化を図るため。

内国郵便に関する認可料金表新旧対照表

※下線部分は改正部分

現 行	改 正
<p>料金表</p> <p>第1表 第三種郵便物の料金</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 料金割引</p> <p>1 次に掲げる条件を満たす第三種郵便物の料金については、その合計額(同時に差し出されたその郵便物について第2(料金額)の規定によるそれぞれの郵便物の料金の額を合計した額をいいます。以下この第3において同じとします。)に次表に掲げる率を乗じて得た額を、合計額から割り引きます。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当社が別に定める形状、重量、区分、把束、差出方法、表示及び取扱いに関する条件を満たすものであること。 (第三種郵便物の料金の合計額の割引率)</p> <p>(略)</p> <p>2 次に掲げる条件を満たす第三種郵便物の料金については、その合計額に4%を乗じて得た額を、合計額から割り引きます。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 当社が別に定める形状、重量及び取扱いに関する条件を満たすものであること。</p> <p>3 (略)</p>	<p>料金表</p> <p>第1表 第三種郵便物の料金</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 料金割引</p> <p>1 次に掲げる条件を満たす第三種郵便物の料金については、その合計額(同時に差し出されたその郵便物について第2(料金額)の規定によるそれぞれの郵便物の料金の額を合計した額をいいます。以下この第3において同じとします。)に次表に掲げる率を乗じて得た額を、合計額から割り引きます。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当社が別に定める形状、重量、料金支払方法、区分、把束、差出方法、表示及び取扱いに関する条件を満たすものであること。 (第三種郵便物の料金の合計額の割引率)</p> <p>(略)</p> <p>2 次に掲げる条件を満たす第三種郵便物の料金については、その合計額に4%を乗じて得た額を、合計額から割り引きます。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 当社が別に定める形状、重量、料金支払方法及び取扱いに関する条件を満たすものであること。</p> <p>3 (略)</p>
<p>附 則 (平成※※年※※月※※日 2018-日※※算※※号)</p> <p>この改正規定は、平成31年1月1日から実施します。</p>	

料金の算出の根拠に関する説明書

本件は、第三種郵便物の料金割引を適用する場合の料金支払方法を変更するものであって、料金を新たに算出するものではない。

内国郵便約款の変更認可及び第三種郵便物の料金変更認可について

平成 30 年 6 月 29 日
総 務 省

○改正概要

第1 郵便に関する料金の支払方法について

1 郵便に関する料金の支払方法

郵便に関する料金は、郵便切手を郵便物に貼付するのが原則だが、郵便約款等でそれ以外の支払方法も定められている。

(郵便切手貼付以外の主な支払い方法)

- ・料金別納
- ・料金後納
- ・料金計器別納
- ・料金受取人払
- ・クレジットカード払

2 料金別納の現状

料金別納については、郵便切手、現金等又は証紙による支払いが認められている。しかしながら、郵便切手による支払いを受けた場合、現金等による支払いと比べ、提出された郵便切手の料額の確認や消印等のため、郵便局側の手間は多くなる。特に一定の通数以上の差出を条件として料金割引が行われる郵便物については、大量の通数が同時に差し出され、料金額が高額となることから、一度に多大な作業が発生して、事務処理上、大きな負担となっている。

このため、料金割引郵便物のうち、広告郵便物及び区分郵便物については、料金別納の郵便切手による支払いを平成19年に廃止したところであるが、料金割引が行われる他の郵便物について、郵便切手による支払いが多額となっている。

3 料金計器別納の現状

料金計器別納とは、日本郵便株式会社が指定した郵便料金計器により郵便物に料金支払の表示（印影）をして差し出すもの。

■郵便料金計器（例）



■郵便料金計器の印影（例）



料金計器別納については、郵便切手又は現金等による予納又は振込・振替による料金後納が認められている。

このうち予納分について、郵便切手による支払いが多額となっている。

第2 改正内容

1 料金別納

一定の通数以上の差出を条件に料金割引が行われる全ての郵便物について、料金別納の郵便切手による支払いを廃止する。

【参考】対象となる料金割引

- ・郵便区内特別郵便物
- ・配達地域指定郵便物
- ・バーコード付郵便物
- ・一般書留料の割引
- ・簡易書留料の割引
- ・特定記録郵便料の割引
- ・第三種郵便物の料金割引
- ・国際郵便物の料金割引

※広告郵便物及び区分郵便物については、料金別納の郵便切手による支払いは廃止済み。

2 料金計器別納

郵便切手による予納を廃止する。

3 実施時期

平成31年1月1日

(理由)

- ・今回の見直しは業務の効率化に資するものであり、早期の実施が望ましい。
- ・一方、今回の見直しにより、郵便切手の使用可能範囲が縮小することになることから、郵便切手の所有者のために一定の周知期間を設けることが必要。
- ・広告郵便物及び区分郵便物について、料金別納の郵便切手による支払いを廃止した際には、周知期間が 6 ヶ月弱（平成 19 年 1 月 11 日報道発表、同年 7 月 1 日実施）であったが、大きな混乱は生じなかった。

○ 内国郵便約款の変更認可について

第1 郵便約款の認可について

1 郵便約款とは

郵便約款とは、郵便の役務に関する具体的な提供条件（料金及び総務省令で定める軽微な事項を除く。）を定めたもので、郵便法（昭和22年法律第165号。以下「法」という。）第68条第1項により、日本郵便株式会社が、郵便約款を定めることになっている。

※約款とは、大量の契約を画一的・定型的に締結し、処理することを目的として企業があらかじめ定めておく契約条項のことをいう。

2 総務大臣の認可

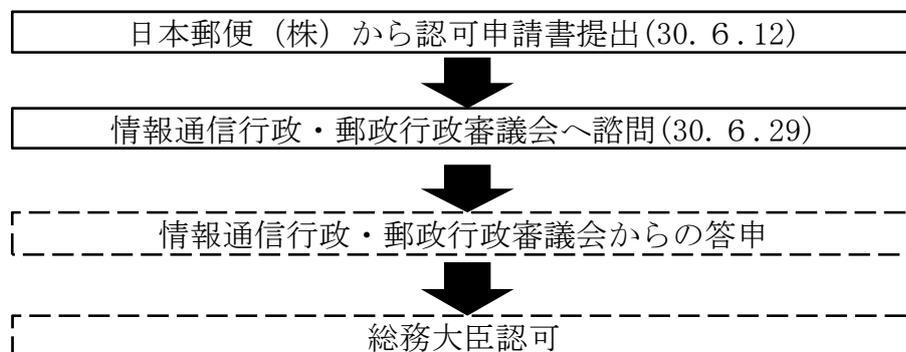
郵便約款の内容は、利用者の利便・利益に直接関わること等から、法第68条第1項により、総務大臣の認可を受けることとなっている。変更する場合も同様。

※ 料金については、法第67条第1項により、原則、総務大臣への届出制、第三種郵便物・第四種郵便物の料金については、同条第3項により、認可制となっている。

※ 書類の様式等利用者の権利・義務に重要な関係を有しない提供条件や試験的に提供するものといった軽微な事項については、法第68条第1項により、認可を要さない。

3 審議会への諮問

法第73条第1号に基づき、総務大臣は認可を行うにあたり、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問することとなっており、今回諮問を行っているもの。



第2 日本郵便株式会社からの申請

1 内国郵便約款変更の概要

料金計器別納について、郵便切手で支払う方法を削除。

※ 内国郵便約款の変更

変更前（現行）	変更後（案）
<p>（計器別納料金の支払方法）</p> <p>第56条 計器別納郵便物の料金及び特殊取扱の料金並びに第58条（証紙による料金支払）第1項に規定する料金及び手数料（以下「計器別納料金」といいます。）は、印影の表示のため料金計器に計示された支払郵便料金額の累計額（複数の料金計器について同一の計器別納取扱局で計器別納取扱承認を受けた者（当社が別に定める承認を受けた者に限ります。）にあっては、これらの承認に係るすべての料金計器に計示された支払郵便料金額の累計額の総計額）によるものとし、当社の指示に従い、これを次のいずれかの方法で支払っていただきます。</p> <p>(1) 当社が別に定める額を現金等又は郵便切手で支払う方法</p> <p>(2) 第50条（後納料金の支払方法）又は第51条（口座振替払）に規定する料金後納の方法</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（計器別納料金の支払方法）</p> <p>第56条 計器別納郵便物の料金及び特殊取扱の料金並びに第58条（証紙による料金支払）第1項に規定する料金及び手数料（以下「計器別納料金」といいます。）は、印影の表示のため料金計器に計示された支払郵便料金額の累計額（複数の料金計器について同一の計器別納取扱局で計器別納取扱承認を受けた者（当社が別に定める承認を受けた者に限ります。）にあっては、これらの承認に係るすべての料金計器に計示された支払郵便料金額の累計額の総計額）によるものとし、当社の指示に従い、これを次のいずれかの方法で支払っていただきます。</p> <p>(1) 当社が別に定める額を現金等で支払う方法</p> <p>(2) 第50条（後納料金の支払方法）又は第51条（口座振替払）に規定する料金後納の方法</p> <p>2・3（略）</p>

2 変更理由

料金計器別納について、郵便切手による予納を廃止することにより、業務の効率化を図るため。

3 実施予定期日

平成31年1月1日

第3 審査結果

法の規定に適合したものと認められることから、認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理由
次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。 (法第68条第2項第1号)		
イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項	適	今回の改正事項である計器別納料金の支払方法について定められていることから適当である。
ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項	適	今回の改正事項は計器別納料金の支払方法の変更であり、郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項については変更がない。
ハ 郵便に関する料金の収受に関する事項	適	計器別納料金を郵便切手で支払う方法を廃止することは適正であり、そのことが明確に定められていることから適当である。
ニ その他会社の責任に関する事項	適	今回の改正事項は計器別納料金の支払方法の変更であり、会社の責任に関する事項については変更がない。
特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。 (法第68条第2項第2号)	適	今回の改正事項は計器別納料金の支払方法の変更であり、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでない。

○ 第三種郵便物の料金変更認可について

第1 郵便料金について

1 基本的な考え方

法第3条により、日本郵便株式会社が設定する郵便に関する料金は、郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものでなければならないとされている。

2 郵便料金に関する総務大臣の関与

郵便料金は、法第67条により、郵便物の種別に応じ、第一種（封書）・第二種（葉書）は届出制、第三種（定期刊行物）・第四種（通信教育等）は総務大臣の認可制とされている。また、第一種のうち25グラム以下の定形郵便物については、総務省令（郵便法施行規則）で定める上限料金（現行82円）を超えてはならないこととされている。

3 総務大臣の認可

第三種郵便物・第四種郵便物は、一定の政策目的のために低料金を義務づけており、それを維持するため認可制をとっている。

※第三種郵便物の概要

国民文化の普及向上に貢献すると認められる刊行物の郵送料を安くして購読者の負担軽減を図ることにより、その入手を容易にし、もって社会、文化の発展に資するという趣旨で設けられたもの。

ア 定期刊行物

次の条件を具備する定期刊行物

- ① 毎年1回以上の回数で総務省令で定める回数（毎年4回）以上、号を追って定期的に発行するものであること。
- ② 掲載事項の性質上発行の終期を予定し得ないものであること。
- ③ 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的とし、あまねく発売されるものであること。

イ 低料第三種郵便物

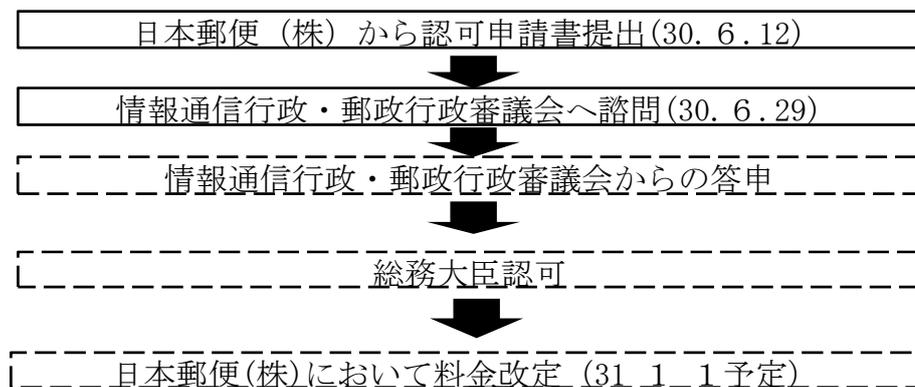
一般の定期刊行物の条件に加え、毎月3回以上発行する新聞紙1部又は1日分を内容とするもので発行人又は売りさばき人から差し出されるものであることを条件に、低い料金で定期刊行物を送付することができるもの。

ウ 心身障害者用低料第三種郵便物

一般の定期刊行物の条件に加え、発行団体が心身障害者団体であることと、発行する定期刊行物が心身障害者の福祉を図ることを目的として発行するものであることを条件に、低い料金で定期刊行物を送付することができるもの。

4 審議会への諮問

法第 73 条第 1 号に基づき、総務大臣は第三種・第四種郵便物の料金の認可を行うにあたり、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問することとなっており、今回諮問を行っているもの。



第 2 日本郵便株式会社からの申請

1 料金変更の概要

第三種郵便物について、大口割引の適用条件の一つとして料金支払方法を追加する。

※ 第三種郵便物の料金変更

変更前（現行）	変更後（案）
第 1 表 第三種郵便物の料金 第 1・第 2 （略） 第 3 料金割引 1 次に掲げる条件を満たす第三種郵便物の料金については、その合計額（同時に差し出されたその郵便物について第 2（料金額）の規定によるそれぞれの郵便物の料金の額を合計した額をいいます。以下この第 3 において同じとします。）に次表に掲げる率を乗じて得た額を、合計額から割り引きます。 (1) 同一差出人から料金が同一のものを同時に 2,000 通以上差し出されたものであること。 (2) 当社が別に定める形状、重量、区分、把束、差出方法、表示及び取扱いに関する条件を	第 1 表 第三種郵便物の料金 第 1・第 2 （略） 第 3 料金割引 1 次に掲げる条件を満たす第三種郵便物の料金については、その合計額（同時に差し出されたその郵便物について第 2（料金額）の規定によるそれぞれの郵便物の料金の額を合計した額をいいます。以下この第 3 において同じとします。）に次表に掲げる率を乗じて得た額を、合計額から割り引きます。 (1) 同一差出人から料金が同一のものを同時に 2,000 通以上差し出されたものであること。 (2) 当社が別に定める形状、重量、 <u>料金支払方法</u> 、区分、把束、 <u>差出方法</u> 、表示及び取扱いに関

<p>満たすものであること。</p> <p>(第三種郵便物の料金の合計額の割引率) (略)</p> <p>2 次に掲げる条件を満たす第三種郵便物の料金については、その合計額に4%を乗じて得た額を、合計額から割り引きます。</p> <p>(1) 当社が郵便物の運送方法を勘案して別に定める事業所に差し出されたものであること。</p> <p>(2) 同一差出人から料金が同一のものを同時に5,000通以上差し出されたものであること。</p> <p>(3) 当社が別に定める形状、重量及び取扱いに関する条件を満たすものであること。</p> <p>3 (略)</p>	<p>する条件を満たすものであること。</p> <p>(第三種郵便物の料金の合計額の割引率) (略)</p> <p>2 次に掲げる条件を満たす第三種郵便物の料金については、その合計額に4%を乗じて得た額を、合計額から割り引きます。</p> <p>(1) 当社が郵便物の運送方法を勘案して別に定める事業所に差し出されたものであること。</p> <p>(2) 同一差出人から料金が同一のものを同時に5,000通以上差し出されたものであること。</p> <p>(3) 当社が別に定める形状、重量、<u>料金支払方法及び取扱いに関する条件を満たすものであること。</u></p> <p>3 (略)</p>
---	--

※郵便区内特別郵便物等については、現行の料金表において料金支払方法が割引料金の適用条件の一つとなっており、料金表自体の変更は必要ない。

2 変更理由

第三種郵便物の割引料金の適用条件の一つとして料金支払方法を追加することにより、業務の効率化を図るため。

3 実施予定期日

平成31年1月1日

第3 審査結果

法の規定に適合したものと認められることから、認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理由
配達地により異なる額が定められていないこと（会社の一の事業所においてその引受け及び配達を行う郵便物の料金を除く。）。 （法第67条第4項第1号）	適	今回の変更内容は、第三種郵便物の割引料金の適用条件の一つとして料金支払方法を追加するものであり、料率・料額については、変更がない。
同一重量の第一種郵便物の料金の額より低いものであること。 （法第67条第4項第2号）	適	同上
定率又は定額をもつて明確に定められていること。 （法第67条第4項第3号）	適	同上
特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。 （法第67条第4項第4号）	適	今回の変更内容は、第三種郵便物の割引料金の適用条件の一つとして料金支払方法を追加するものであり、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものではないことから、適当である。

參考資料

1 参照条文

○郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）

第三条（郵便に関する料金） 郵便に関する料金は、郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものでなければならない。

第二十二條（第三種郵便物） 第三種郵便物の承認のあることを表す文字を掲げた定期刊行物を内容とする郵便物で開封とし、郵便約款の定めるところにより差し出されるものは、第三種郵便物とする。

- ② 第三種郵便物とすべき定期刊行物は、会社の承認のあるものに限る。
- ③ 会社は、次の条件を具備する定期刊行物につき前項の承認をする。
 - 一 毎年一回以上の回数で総務省令で定める回数以上、号を追って定期に発行するものであること。
 - 二 掲載事項の性質上発行の終期を予定し得ないものであること。
 - 三 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的とし、あまねく発売されるものであること。
- ④ 第二項の承認の求めがあつたときは、会社は、その求めがあつた日から総務省令で定める期間内に承認をし、又は承認しない旨を通知しなければならない。
- ⑤ 第三種郵便物の承認は、承認を受けた日以後に発行するものにつき、その効力を有する。

第二十八條（料金支払の方法及び時期） 郵便に関する料金は、この法律若しくはこの法律に基づく総務省令又は郵便約款に別段の定めのある場合を除いて、郵便切手で前払をしなければならない。

2 （略）

（料金）

第六十七條 会社は、総務省令で定めるところにより、郵便に関する料金（第三項の規定により認可を受けるべきものを除く。）を定め、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 前項の料金は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。
 - 一 郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものであること。
 - 二 第一種郵便物及び第二種郵便物の料金の額が配達地により異なる額が定められていないこと（会社の一の事業所においてその引受け及び配達を行う郵便物の料金を除く。）。
 - 三 第一種郵便物（郵便書簡を除く。第四項第二号において同じ。）のうち大きさ及び形状が総務省令で定める基準に適合するものであつて、その重量が二十五グラム以下のもの（次号において「定形郵便物」という。）の料金

の額が、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して総務省令で定める額を超えないものであること。

四 郵便書簡及び通常葉書の料金の額が定形郵便物の料金の額のうち最も低いものより低いものであること。

五 国際郵便に関する料金の額が郵便に関する条約の規定に適合するものであること。

六 定率又は定額をもつて明確に定められていること。

七 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

3 会社は、第三種郵便物及び第四種郵便物の料金を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 配達地により異なる額が定められていないこと（会社の一の事業所においてその引受け及び配達を行う郵便物の料金を除く。）。

二 同一重量の第一種郵便物の料金の額より低いものであること。

三 定率又は定額をもつて明確に定められていること。

四 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

5 （略）

（郵便約款）

第六十八条 会社は、郵便の役務に関する提供条件（料金及び総務省令で定める軽微な事項に係るものを除く。）について郵便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。

イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項

ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項

ハ 郵便に関する料金の収受に関する事項

ニ その他会社の責任に関する事項

二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

（料金等の変更命令）

第七十一条 総務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、郵便に関する料金、郵便約款又は郵便業務管理規程を変更すべきことを命ずることができる。

（審議会等への諮問）

第七十三条 総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定める

ものに諮問しなければならない。

一 第六十七条第三項、第六十八条第一項又は第七十条第一項の規定による認可をしようとするとき。

二・三 (略)

○郵便法第七十三条の審議会等を定める政令（平成 15 年政令第 83 号）

郵便法第七十三条の審議会等で政令で定めるものは、情報通信行政・郵政行政審議会とする。

○郵便法施行規則（平成 15 年総務省令第 5 号）

（定期刊行物の発行回数）

第六条 法第二十二条第三項第一号の総務省令で定める回数は、毎年四回とする。

（定形郵便物の料金の上限）

第二十三条 法第六十七条第二項第三号の総務省令で定める額は、八十二円とする。